

令和3年度

中津市決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

中津市監査委員

中 監 第 289 号
令和 4 年 8 月 9 日

中津市長 奥 塚 正 典 殿

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

令和 3 年度中津市決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 3 年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1. 審 査 の 対 象	4
第 2. 審 査 の 期 間	4
第 3. 審 査 の 方 法	4
第 4. 審 査 の 結 果	4
1. 算 定 対 象 会 計	5
2. 健 全 化 判 断 比 率	6
(1) 実 質 赤 字 比 率	6
(2) 連 結 実 質 赤 字 比 率	8
(3) 実 質 公 債 費 比 率	9
(4) 将 来 負 担 比 率	10
3. 資 金 不 足 比 率	11
(1) 法 適 用 企 業	12
(2) 法 非 適 用 企 業	12

凡 例

- 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
- 比率(%)は、原則として表示単位未満を四捨五入した。
- 「ポイント」とは、パーセント間の単純差引数値である。
- 増減率とは、本年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 符号の用法は次のとおりである。
 - (0、－) ……該当数値のないもの又は算出不能のもの
 - (△) ……負数又は減数
 - (大幅増) ……計数が1,000%以上増加したもの
 - (大幅減) ……計数が1,000%以上減少したもの
 - (皆 増) ……前年度に該当数値がなく、当年度に全額増加したもの
 - (皆 減) ……前年度に該当数値があり、当年度に全額減少したもの、又は前年度に該当数値がなく、当年度に減少したもの

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

令和3年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月20日から令和4年8月9日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保していると認めた。

1. 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲

区 分		会 計 名 等	各指標の対象範囲				
一 般 会 計 等	一般会計	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑	↑	↑	
	特別会計	ケーブルネットワーク事業特別会計					
公 営 事 業 会 計	特別会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	↑ 連結 実質赤字比率 ↓	↑ 実質 公債費比率 ↓	↑ 将来 負担比率 ↓	↑ 資金不足比率 ↓	
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)					
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)					
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)					
		後期高齢者医療特別会計					
	公 営 企 業 会 計	法 適 用					水道事業会計
							病院事業会計
							診療所事業会計(小児救急センター)
							下水道事業会計(公共下水道事業)
							下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)
法 非 適 用	農業集落排水事業特別会計						
	小規模集合排水事業特別会計						
	サイクリングターミナル事業特別会計						
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	大分県交通災害共済組合						
	大分県市町村会館管理組合						
	大分県後期高齢者医療広域連合						
地 方 公 社 第 三 セ ク タ ー 等	中津市土地開発公社						

- ・資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。
- ・法適用とは、地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは、法適用以外の公営企業をいう。

2. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減	早期健全化基準
1. 実質赤字比率	— (△5.10)	— (△10.39)	— (△5.29)	12.11
2. 連結実質赤字比率	— (△34.36)	— (△30.59)	— (3.77)	17.11
3. 実質公債費比率	6.3	5.7	△0.6	25.0
4. 将来負担比率	41.9	35.5	△6.4	350.0

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でないため「—」で表示した。
各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考値として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は5.7%で、前年度に比べ0.6ポイント改善し、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

将来負担比率は35.5%で、前年度に比べ6.4ポイント改善し、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

(1)実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \triangle 2,564,052 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 24,677,089 \text{ 千円}} \times 100 \\ &\doteq \triangle 10.39 \quad (\text{参考比率}) \end{aligned}$$

[実質赤字比率]

(単位：％、ポイント)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率 (参考比率)	— (△5.10)	— (△10.39)	— (△5.29)	12.11

実質収支額は2,564,052千円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ△10.39%となり、前年度に比べ5.29ポイント改善している。

[実質収支額]

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
一 般 会 計 等	一般会計	1,191,928	2,557,034	1,365,106	114.5
	特別 会 計	19,282	7,018	△12,264	△63.6
合 計		1,211,210	2,564,052	1,352,842	111.7

実質収支額の2会計の合計は2,564,052千円で、前年度に比べ1,352,842千円(111.7%)増加している。これは、ケーブルネットワーク事業特別会計が12,264千円(63.6%)減少したものの、一般会計が1,365,106千円(114.5%)増加したことによるものである。

一般会計の増は、歳出総額の減少が歳入総額の減少を上回ったことによるものであり、歳入総額の減少については主に、法人税割の増による地方税の増や、普通交付税の増があるものの、令和2年度特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金の減による国庫支出金の減や、地方債の減によるものである。

歳出総額の減少については主に、新型コロナウイルス感染症により生活に影響を受けた世帯に対する各給付金等の増により扶助費が増加したことに加え、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事務経費の増等により物件費が増加したものの、退職者数の減等による人件費の減や、特別定額給付金やプレミアム付商品券事業補助金の減による補助費等の減少によるものである。

[標準財政規模]

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
標準税収入額等	13,095,612	12,694,953	△400,659	△3.1
普通交付税額	9,629,381	10,636,895	1,007,514	10.5
臨時財政対策債	1,021,243	1,345,241	323,998	31.7
合 計	23,746,236	24,677,089	930,853	3.9

標準財政規模は前年度に比べ930,853千円(3.9%)増加している。これは標準税収入額等が400,659千円(3.1%)減少したものの、普通交付税額が1,007,514千円(10.5%)、臨時財政対策債が323,998千円(31.7%)それぞれ増加したことによるものである。

(2)連結実質赤字比率

一般会計等及び水道事業会計等の公営企業会計や全ての特別会計を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額 } \Delta 7,550,957 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 24,677,089 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\doteq \Delta 30.59 \quad (\text{参考比率})$$

[連結実質赤字比率]

(単位：％、ポイント)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減	早期健全化基準
連結実質赤字比率 (参考比率)	— (△34.36)	— (△30.59)	— (3.77)	17.11

実質収支額等は7,550,957千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ△30.59%となり、前年度に比べ3.77ポイント悪化している。

[実質収支額及び資金不足・剰余額]

(単位：千円、％)

区 分		令和2年度	令和3年度	増減額	増減率	
一 般 会 計 等	一般会計	1,191,928	2,557,034	1,365,106	114.5	
	ケーブルネットワーク事業特別会計	19,282	7,018	△12,264	△63.6	
公 営 事 業 会 計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	641,225	322,300	△318,925	△49.7	
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	449	1,043	594	132.3	
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	63,186	173,410	110,224	174.4	
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	12,630	10,172	△2,458	△19.5	
	後期高齢者医療特別会計	3,602	5,311	1,709	47.4	
	公 営 企 業 会 計	水道事業会計	1,306,478	1,401,799	95,321	7.3
		病院事業会計	4,303,853	2,260,061	△2,043,792	△47.5
		診療所事業会計(小児救急センター)	4,371	△3,676	△8,047	△184.1
		下水道事業会計(公共下水道事業)	543,710	736,104	192,394	35.4
		下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)	47,123	63,346	16,223	34.4
		農業集落排水事業特別会計	22,007	17,006	△5,001	△22.7
		小規模集合排水事業特別会計	190	29	△161	△84.7
	サイクリングターミナル事業特別会計	0	0	0	—	
合 計		8,160,034	7,550,957	△609,077	△7.5	

実質収支額等の合計は、前年度に比べ609,077千円(7.5%)減少している。

これは主に、一般会計が1,365,106千円(114.5%)、下水道事業会計(公共下水道事業)が192,394千円(35.4%)、介護保険事業特別会計(保険事業勘定)が110,224千円(174.4%)それぞれ増加したものの、病院事業会計が2,043,792千円(47.5%)、国民健康保険事業特別会計(事業勘定)が318,925千円(49.7%)それぞれ減少したことによるものである。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債の元利償還金や公営企業における地方債の元利償還金に対する繰出金などの、公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合の過去3か年の平均値をいい、公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$\begin{aligned} &= \frac{(\text{① } 4,841,296 + \text{② } 1,103,811) - (\text{③ } 701,246 + \text{④ } 4,308,472)}{\text{⑤ } 24,677,089 - \text{④ } 4,308,472} \times 100 \\ &\doteq 4.59230 \text{ の過去3か年の平均値} \end{aligned}$$

(単位:千円)

$$[\text{3か年平均値}] = \frac{\text{令和元年度 } 6.64462 + \text{令和2年度 } 6.14559 + \text{令和3年度 } 4.59230}{3} \doteq 5.7$$

[実質公債費比率]

(単位: %、ポイント)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減	早期健全化基準
実質公債費比率(3か年平均)	6.3	5.7	△0.6	25.0

本年度の実質公債費比率は5.7%で、0.6ポイント改善し、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。算定の内訳は次のとおりである。

[実質公債費比率算定内訳]

(単位: 千円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
① 地方債の元利償還金	5,034,155	4,841,296	△192,859	△3.8
② 準元利償還金	1,153,603	1,103,811	△49,792	△4.3
③ 特定財源	545,623	701,246	155,623	28.5
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,456,678	4,308,472	△148,206	△3.3
⑤ 標準財政規模	23,746,236	24,677,089	930,853	3.9
分子合計 (①+②)-(③+④)	1,185,457	935,389	△250,068	△21.1
分母合計 (⑤-④)	19,289,558	20,368,617	1,079,059	5.6

実質公債費比率は、分子が250,068千円(21.1%)減少し、分母が1,079,059千円(5.6%)増加したことにより、単年度では前年比で1.6ポイント改善し、3か年平均で見ると0.6ポイントの改善となっている。

これは主に、分子の控除額の③特定財源が公債費に充当可能な公営住宅使用料の増に加え、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付などにより155,623千円(28.5%)増加し、さらに①地方債の元利償還金が一般会計における公債費の減により192,859千円(3.8%)、②準元利償還金が下水道事業等の元利償還金の財源となる一般会計繰出金の減により49,792千円(4.3%)それぞれ減少したことに加え、分母の⑤標準財政規模が930,853千円(3.9%)増加したことによるものである。

(4)将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{① 59,196,768} - (\text{② 9,710,851} + \text{③ 5,876,862} + \text{④ 36,360,608}))}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$= \frac{\text{⑤ 24,677,089} - \text{⑥ 4,308,472}}{\text{⑤ 24,677,089} - \text{⑥ 4,308,472}} \times 100$$

(単位:千円)

≒ 35.5

[将来負担比率]

(単位: %、ポイント)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	41.9	35.5	△6.4	350.0

将来負担比率は35.5%で、前年度に比べ6.4ポイント改善し、早期健全化基準(350.0%)を下回った数値となっている。算定の内訳は次のとおりである。

[将来負担比率算定内訳]

(単位: 千円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率	
① 将来負担額	一般会計等の地方債現在高	40,312,447	39,743,365	△569,082	△1.4
	債務負担行為に係る支出予定額	393,999	395,124	1,125	0.3
	公営企業等繰入見込額	13,676,940	13,737,421	60,481	0.4
	組合等負担見込額	0	0	0	-
	退職手当負担見込額	5,182,594	5,048,374	△134,220	△2.6
	設立法人の負債等負担見込額	239,221	272,484	33,263	13.9
	連結実質赤字額	0	0	0	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
計	59,805,201	59,196,768	△608,433	△1.0	
② 充当可能基金額	8,319,321	9,710,851	1,391,530	16.7	
③ 特定財源	5,773,340	5,876,862	103,522	1.8	
④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	37,614,265	36,360,608	△1,253,657	△3.3	
⑤ 標準財政規模	23,746,236	24,677,089	930,853	3.9	
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,456,678	4,308,472	△148,206	△3.3	
分子合計 ①-(②+③+④)	8,098,275	7,248,447	△849,828	△10.5	
分母合計 ⑤-⑥	19,289,558	20,368,617	1,079,059	5.6	

将来負担比率の減少は、分子が849,828千円(10.5%)減少し、分母が1,079,059千円(5.6%)増加したためである。

これは主に、分子の①将来負担額が一般会計等の地方債現在高や退職手当負担見込額の減等により608,433千円(1.0%)減少したことに加え、分母の⑤標準財政規模が930,853千円(3.9%)増加したことによるものである。

3. 資金不足比率

資金不足比率は、水道事業会計などの公営企業会計ごとに算定するものであり、公営企業会計の資金不足額が料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標で、経営状態の深刻度を示すものである。

資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減	経営健全化 基 準
(1) 水 道 事 業 会 計	－ (△100.4)	－ (△107.0)	－ (△6.6)	20.0
(2) 病 院 事 業 会 計	－ (△61.9)	－ (△30.6)	－ (31.3)	
(3) 診 療 所 事 業 会 計 (小 児 救 急 セ ン タ ー)	－ (△19.0)	10.1	－ (29.1)	
(4) 下 水 道 事 業 会 計 (公 共 下 水 道 事 業)	－ (△84.6)	－ (△118.2)	－ (△33.6)	
(5) 下 水 道 事 業 会 計 (特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業)	－ (△94.5)	－ (△128.7)	－ (△34.2)	
(6) 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	－ (△32.2)	－ (△24.7)	－ (7.5)	
(7) 小 規 模 集 合 排 水 事 業 特 別 会 計	－ (△12.2)	－ (△2.0)	－ (10.2)	
(8) サ イ ク リ ン グ タ ー ミ ナ ル 事 業 特 別 会 計	－ (0.0)	－ (0.0)	－ (0.0)	

備考：資金不足比率については、該当数値がない箇所は「－」で表示した。
各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

資金不足比率について、診療所事業会計(小児救急センター)において、資金不足が生じているものの、経営健全化基準 20.0%は下回っている。その他の会計の資金不足比率については、該当の数値はない。

なお、参考としての比率を求めたところ、前年度に比べ改善したものは、下水道事業特別会計(特定環境保全公共下水道事業)が 34.2 ポイント、下水道事業特別会計(公共下水道事業)が 33.6 ポイント、水道事業会計が 6.6 ポイントであり、悪化したものは、病院事業会計が 31.3 ポイント、小規模集合排水事業特別会計が 10.2 ポイント、農業集落排水事業特別会計が 7.5 ポイントである。

比率は次の算式による。

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{公営企業の事業の規模}}$$

(1)法適用企業

法適用企業の資金不足額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	A 負債等 (注1)	B 算入 地方債 (注2)	C 資産等 (注3)	D 解消可能 資金 不足額	資 金 不足額 (A+B-C-D)	事業規模
水 道 事 業 会 計	355,005	0	1,756,804	0	△1,401,799	1,309,076
病 院 事 業 会 計	990,986	0	3,251,047	0	△2,260,061	7,377,146
診 療 所 事 業 会 計 (小児救急センター)	15,159	0	11,483	0	3,676	36,358
下 水 道 事 業 会 計 (公共下水道事業)	300,761	15,930	1,052,795	0	△736,104	622,576
下 水 道 事 業 会 計 (特定環境保全公共下水道事業)	14,366	0	77,712	0	△63,346	49,209

注1:負債等＝流動負債－(控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等)

注2:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

注3:資産等＝流動資産－(控除財源＋控除額)

(2)法非適用企業

法非適用企業の資金不足額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	A 歳出額	B 算入 地方債 (注1)	C 歳入額	D 翌年度 へ繰り 越すべ き財源	資 金 不足額 (A+B-(C-D))	事業規模
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	293,844	0	310,850	0	△17,006	68,725
小 規 模 集 合 排 水 事 業 特 別 会 計	1,557	0	1,586	0	△29	1,396
サイクリングターミナル 事 業 特 別 会 計	8,037	0	8,037	0	0	4,230

注1:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高